

ID: 26

担当部署: 教育委員会 参事 (学校開放業務担当)

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	名寄市立学校施設開放利用条例 第10条		
例規番号	平成23年条例第19号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の停止を命ずることができる。この場合において、利用者に損害が生じても教育委員会はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者がこの条例又は教育委員会規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) 利用者が許可の申請に偽りがあったとき、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(4) 学校施設の管理運営上、又は公益上やむ得ない事由が生じたとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日